

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和7年4月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の内容	＜概要＞ 地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務で取り扱う。 住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書等の課税資料を収集し、個人住民税の計算・賦課決定を行い、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 ＜特定個人情報ファイルを取り扱う業務＞ ①納税義務者からの申告及び給与支払者等による報告、届出等による課税管理業務 ②納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 ＜事務処理の流れ＞ ①納税義務者からの申告及び給与・年金支払者等による報告、届出等を受け付け内容確認 ②賦課に必要な情報(生活保護関係情報等)を照会し取得 ③住民登録が無い場合、情報を住基ネット経由で取得 ④他自治体からの調査回答、朝霞市より他自治体へ税務調査実施 ⑤個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ⑥住民登録外の課税に伴う他自治体への通知 ⑦個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知 ⑧住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑨未申告者に対して現地調査を実施 ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	住民税の課税等を管理するシステムで、以下の機能を有する。 ①宛名管理 氏名・住所等の基本情報を管理する。 ②住民税課税 住民税・所得税の申告関係書類、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等の課税情報を入力する。申告受付支援機能により、市民の市県民税申告相談について円滑に対応する。課税情報から税額計算を実施して賦課決定する。特別徴収税額の決定通知書、普通徴収による納税者及び年金特徴者用の納税通知書を作成する。 ③異動更正 徴収方法の異動及び税額更正を行う。 ④証明発行 市県民税課税証明書等を発行する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[○] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	各種課税資料をイメージ管理し、原票によらない事務作業を行うため、課税資料の画像をスキャン及び画像イメージを生成し、個人住民税システムに取り込むシステム
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他（ ）
システム3	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	市町村に提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。 なお、個人住民税システムとの直接回線連携はない。 ①利用者データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額データの連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム4	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	国税庁・他自治体との申告等情報又は税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。なお、個人住民税システムとの直接回線連携はない。 ①国税庁とのデータ連携 ②他自治体とのデータ連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）

システム5	
①システムの名称	中間サーバー・ソフトウェア
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	①宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人に、新規に統合宛名番号を付番する機能。各業務システムからの要求に対し、統合宛名番号を付番し、各業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 ②宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて、宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 ③中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 ④各業務システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 （ 中間サーバー・ソフトウェア ） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税賦課情報ファイル、確定申告書印刷ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲） 別表第1の24の項 並びに地方税法等 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供】 ・別紙1のとおり 【情報照会】 ・第2条の表 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項（第48の項） ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（第50条）	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部 課税課 市民税係	
②所属長の役職名	課税課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税賦課情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、朝霞市に住民票がある者や住民票はないが居住実態がある者、被扶養者、その他課税調査対象者	
	その必要性	住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	①識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②連絡先等情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ③業務関係情報 ・国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 ・地方税関係情報:算出した住民税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報:個人住民税申告相談時の社会保険料控除を正確に把握するために保有 ・障害福祉関係情報:対象者の非課税の判定・障害者控除の確認をするために保有 ・介護・高齢福祉関係情報:対象者の非課税の判定・障害者控除の確認、控除額を確認するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 ・年金関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	総務部 課税課 市民税係	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （生活援護課、障害福祉課、長寿はつらつ課、収納課、総合窓口課、保険年金課） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （国税庁、公的年金等支払者） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （他自治体） ☐ 民間事業者 （給与支払者、公的年金等支払者） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （eLTAXシステム、国税連携システム）
③使用目的 ※		・朝霞市の課税対象者（住登外課税者含む。）に対し適正な個人住民税の賦課を行う。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。 ・証明書の発行
④使用の主体	使用部署	総務部課税課 証明書発行のみ：総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①各種申告書等の受付に関する事務 ・申告情報（申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書）から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住基情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・生活保護・社会福祉関係情報等から非課税、減免、控除を把握する。 ②各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を元に税額通知書を作成し、発送通知する。 ③給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 ④証明書発行、更正に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。
情報の突合		(1)住基情報と、申告情報、生活保護・社会福祉関係情報等を突合して、非課税者を確認する。＜上記①＞ (2)住基情報、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。＜上記②＞
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		課税資料データ入力業務委託
①委託内容		個人住民税システムへの給与支払報告書、年金支払報告書及び市県民税申告書の入力事務
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	文書による許可申請
	⑥再委託事項	データ入力
委託事項2～5		
委託事項2		賦課情報の運用管理業務
①委託内容		個人住民税システムでの賦課情報ファイルの運用管理
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		市税納税通知書等の出力、封入封緘等業務委託
①委託内容		①印字 市民税県民税申告書・特別徴収決定通知書・普通徴収納税通知書 ②封入封緘 市民税県民税申告書・普通徴収納税通知書
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		特別徴収決定通知書封入封緘業務委託
①委託内容		特別徴収決定通知書の封入封緘業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		封入封緘業者
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (71) 件 [☐] 移転を行っている (41) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務(別紙1)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法別表の左欄に掲げる者(別紙2)
①法令上の根拠	番号法別表(第9条)
②移転先における用途	別表の右欄に掲げる事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時
移転先2～5	
移転先2	番号法第9条第2項に基づく条例で定める移転先
①法令上の根拠	朝霞市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	朝霞市個人番号の利用に関する条例別表第2に定める事務

③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)	
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時	
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜個人住民税システムにおける措置＞ ①サーバーは、入退出管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ②入退出管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することをICカード+生体認証で確認することとしている。 ＜統合宛名システムにおける措置＞ ①サーバーは、入退出管理を行っている庁内のサーバー室に設置している。 ②入退出管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することをICカード+パスワードで確認することとしている。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

確定申告書印刷ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	所得税の確定申告及び住民税の申告をする者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)	
	その必要性	所得税の確定申告及び住民税の申告受付事務のため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号)	
	・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報	
	・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	①識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②連絡先等情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ③業務関係情報 ・国税関係情報:対象者の所得税の確定申告を受け付け、確定申告書を印刷し税務署に引き渡すため保有 ・地方税関係情報:対象者の住民税の申告を受け付けるため保有	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	総務部 課税課 市民税係	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

＜個人住民税賦課情報ファイル＞

1. 自治体コード、2. 賦課年度、3. 宛名番号、4. 徴収区分、5. 履歴No、6. 課税番号・指定番号、7. 生年月日、8. 性別、9. 受給者番号、10. 非課税区分、11. 徴収開始・終了期(月)、12. 更正開始期(月)、13. 異動区分、14. 異動事由、15. 異動処理日、16. 併徴該当区分、17. 営業所得、18. 農業所得、19. その他事業所得、20. 不動産所得、21. 利子所得、22. 配当所得、23. 私募証券外貨建以外、24. 私募証券外貨建、25. 信託配当所得、26. 給与収入、27. 専従給与収入、28. 給与所得、29. 年金収入、30. 雑所得、31. (総合課税)短期譲渡所得、32. (総合課税)長期譲渡所得、33. 一時所得、34. 一時所得特別控除額、35. (総合課税)退職所得、36. 特定支出控除、37. 所得金額調整控除額、38. 総合分所得合計、39. 変動当年所得、40. 変動前年所得、41. 変動前々年所得、42. 臨時所得、43. (分離課税)退職所得、44. 肉用牛免税所得、45. 肉用牛免税対象外売却額、46. 土地等の事業雑所得、47. 短期譲渡所得(一般)、48. 短期譲渡所得(軽減)、49. 短期特別控除額、50. 長期譲渡所得(一般)、51. 長期譲渡所得(特定)、52. 長期譲渡所得(軽減)、53. 分離譲渡特定損失、54. 繰越損失居住用財産、55. 長期譲渡所得・特別控除額、56. 一般株式等譲渡所得、57. 上場株式等譲渡所得、58. 上場株式等の配当等所得、59. 先物取引所得、60. 山林所得、61. 山林特別控除額、62. 合計所得金額、63. 繰越損失、64. 純損失、65. 繰越損失株式等譲渡、66. 繰越株式等(配当分)、67. 繰越損失先物取引、68. 繰損特定投資、69. 老年者、70. 寡婦、71. 寡婦特別、72. 寡夫、73. ひとり親、74. 勤労学生、75. 控除対象配偶者、76. 老人控除対象配偶者、77. 同一生計配偶者、78. 同居老親等扶養親族、79. 老人扶養親族、80. 特定扶養親族、81. 一般扶養者数、82. 年少扶養控除、83. 同居特別障害者数、84. 扶養特別障害者数、85. 扶養親族中の普通障害者数、86. 雑損控除、87. 医療費支払額、88. スイッチOTC支払額、89. 医療費控除、90. 社会保険料控除、91. 小規模企業共済掛金控除、92. 住民税・寄附金控除、93. 生命保険・個人年金支払額、94. 生命保険・住民税控除額、95. 地震保険支払額、96. 地震保険・旧長期支払額、97. 地震保険・住民税控除額、98. 控除対象配偶者の控除額、99. 配偶者所得、100. 配偶者特別控除、101. 特定扶養分控除額、102. 同居老人扶養控除額、103. 老人扶養控除額、104. 一般扶養分控除額、105. 同居特別障害者にかかる控除額、106. (扶養)特別障害者にかかる控除額、107. (扶養)普通障害者にかかる控除額、108. (本人)障害(特障)にかかる控除額、109. (本人)障害(普障)にかかる控除額、110. (本人)老年者にかかる控除額、111. (本人)寡婦にかかる控除額、112. (本人)寡婦特別にかかる控除額、113. (本人)寡夫にかかる控除額、114. (本人)ひとり親控除額、115. (本人)勤労学生控除、116. 基礎控除額、117. 控除額合計、118. (税額控除)災害減免額、119. (税額控除)外国税額控除、120. 政党寄附金控除、121. 夫有区分、122. 未成年、123. 生活保護、124. 租税条約、125. 確定申告書区分、126. 均等割区分、127. 家屋敷区分、128. 専従青白区分、129. 専従配偶者、130. 配偶者以外の事業専従者の人数、131. 専従者控除額、132. 配当割額控除、133. 株式等譲渡所得割額控除、134. 住宅借入金控除可能額、135. 調整控除額(市)※平成19年度改正対応、136. 調整控除額(県)※平成19年度改正対応、137. 税額控除_配当控除(市)、138. 税額控除_配当控除(県)、139. 住宅借入金控除(市)、140. 住宅借入金控除(県)、141. 寄附金税額控除(市)、142. 寄附金税額控除(県)、143. 税額控除_外国税額控除(市)、144. 税額控除_外国税額控除(県)、145. 税額調整(市)、146. 税額調整(県)、147. 税源移譲に伴う減額措置(市)、148. 税源移譲に伴う減額措置(県)、149. 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(市)、150. 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(県)、151. 配当割・株式所得割控除不足額、152. 所得割額(市)、153. 均等割額(市)、154. 所得割額(県)、155. 均等割額(県)、156. 年税額、157. 還付額、158. 充当額

＜確定申告書印刷ファイル＞

1. 自治体コード、2. 処理年度、3. 申告者個人番号、4. 納税者番号、5. 営業収入金額、6. 営業経費、7. 営業専従控除額、8. 営業源泉徴収税額、9. 営業所得金額、10. 農業収入金額、11. 農業経費、12. 農業専従控除額、13. 農業所得金額、14. 不動産収入金額、15. 不動産必要経費、16. 不動産専従控除額、17. 不動産源泉徴収税額、18. 不動産所得金額、19. 利子収入金額、20. 利子源泉徴収税額、21. 利子所得金額、22. 配当収入金額、23. 配当必要経費、24. 配当源泉徴収税額、25. 配当所得金額、26. 給与収入金額、27. 専従給与収入金額、28. 給与源泉徴収税額、29. 給与所得金額、30. 公的年金収入金額、31. 公的年金源泉徴収税額、32. 公的年金所得金額、33. 雑(公的年金以外)収入金額、34. 雑(公的年金以外)必要経費、35. 雑(公的年金以外)源泉徴収税額、36. 雑(公的年金以外)所得金額、37. 雑所得金額、38. 譲渡(総合短期)収入金額、39. 譲渡(総合短期)必要経費、40. 譲渡(総合短期)差引所得金額、41. 譲渡(総合短期)特別控除額、42. 譲渡(総合短期)所得金額、43. 譲渡(総合長期)収入金額、44. 譲渡(総合長期)必要経費、45. 譲渡(総合長期)差引所得金額、46. 譲渡(総合長期)特別控除額、47. 譲渡(総合長期)所得金額、48. 一時収入金額、49. 一時必要経費、50. 一時差引所得金額、51. 一時特別控除額、52. 一時所得金額、53. 退職所得(申告不要分)、54. 所得金額調整控除額、55. 総合分所得金額、56. 譲渡(分離短期一般)収入金額、57. 譲渡(分離短期一般)必要経費、58. 譲渡(分離短期一般)特別控除、59. 譲渡(分離短期一般)所得金額、60. 譲渡(分離短期軽減)収入金額、61. 譲渡(分離短期軽減)必要経費、62. 譲渡(分離短期軽減)特別控除、63. 譲渡(分離短期軽減)所得金額、64. 譲渡(分離短期内損通後)収入金額、65. 譲渡(分離長期一般)収入金額、66. 譲渡(分離長期一般)必要経費、67. 譲渡(分離長期一般)特別控除、68. 譲渡(分離長期一般)所得金額、69. 譲渡(分離長期特定)収入金額、70. 譲渡(分離長期特定)必要経費、71. 譲渡(分離長期特定)特別控除、72. 譲渡(分離長期特定)所得金額、73. 譲渡(分離長期軽減)収入金額、74. 譲渡(分離長期軽減)必要経費、75. 譲渡(分離長期軽減)特別控除、76. 譲渡(分離長期軽減)所得金額、77. 譲渡(分離長期内損通後)所得金額、78. 株譲渡(未公開分)収入金額、79. 株譲渡(未公開分)必要経費、80. 株譲渡(未公開分)差引所得金額、81. 株譲渡(未公開分)特別控除、82. 株譲渡(未公開分)所得金額、83. 株譲渡(上場分)収入金額、84. 株譲渡(上場分)必要経費、85. 株譲渡(上場分)差引所得金額、86. 株譲渡(上場分)特別控除、87. 株譲渡(上場分)源泉徴収税額、88. 株譲渡(上場分)所得金額、89. 株式配当収入金額、90. 株式配当必要経費、91. 株式配当特別控除、92. 株式配当所得金額、93. 株譲渡(株譲渡内損通後)所得金額、94. 先物取引所得金額、95. 先物取引必要経費、96. 先物取引特別控除、97. 先物取引所得金額、98. 山林収入金額、99. 山林必要経費、100. 山林専従控除、101. 山林所得金額、102. 分離退職収入金額、103. 分離退職必要経費、104. 分離退職源泉徴収税額、105. 分離退職所得金額、106. 分離退職勤続年数、107. 分離退職退職理由、108. 所得種類、109. 所得種目、110. 支払先住所、111. 支払先氏名(事業所名等)、112. 特例適用条文、113. 雑損控除:損害年月日、114. 雑損控除:損害を受けた資産の種類、115. 雑損控除:損害金額、116. 雑損控除:補てん金額、117. 雑損控除:災害関連支出の金額、118. 雑損控除額、119. 医療費控除:医療を受けた人、120. 医療費控除:医療を受けた人の続柄、121. 医療費控除:病院・薬局等の所在地・名称、122. 医療費控除:支払医療費、123. 医療費控除:補てん金額、124. 医療費控除:差引負担額、125. 医療費控除額、126. 社会保険料控除:種類、127. 社会保険料控除額、128. 小規模企業共済控除:種類、129. 小規模企業共済等掛金控除額、130. 生命保険料控除:保険金受取人の氏名、131. 生命保険料控除:受取人の続柄、132. 生命保険料控除:生命保険種類、133. 生命保険料控除:保険会社名、134. 生命保険料控除:支払保険料、135. 生命保険料控除:支払保険料計(旧一般)、136. 生命保険料控除:支払保険料計(旧個人)、137. 生命保険料控除:支払保険料計(新一般)、138. 生命保険料控除:支払保険料計(新個人)、139. 生命保険料控除:支払保険料計(介護医療)、140. 地震保険料控除(旧長期):支払保険料、141. 地震保険料控除(旧長期):支払保険料計、142. 地震保険料控除(地震):支払保険料、143. 地震保険料控除(地震):支払保険料計、144. 寄附金控除(特定):寄附先の所在地・名称、145. 寄附金控除(特定):寄附金額、146. 寄附金控除額、147. 寡婦控除:寡婦名称、148. 寡婦控除:寡婦区分、149. 寡婦控除額、150. ひとり親控除:控除区分、151. ひとり親控除額、152. 勤労学生控除:学校名、153. 勤労学生控除:控除区分、154. 勤労学生控除額、155. 障害者控除該当者氏名、156. 障害者控除額計、157. 配偶者控除該当者氏名、158. 配偶者控除該当者生年月日、159. 配偶者控除額、160. 配偶者特別控除額、161. 配偶者合計所得金額、162. 扶養控除該当者氏名、163. 扶養控除額該当者生年月日、164. 扶養控除額該当者続柄、165. 扶養控除額計、166. 事業専従者氏名、167. 事業専従者生年月日、168. 事業専従者続柄、169. 事業専従者事業専従月数、170. 事業専従者仕事内容、171. 住民税・事業税:16歳未満扶養親族氏名、172. 住民税・事業税:16歳未満扶養親族続柄、173. 住民税・事業税:16歳未満扶養親族生年月日、174. 住民税・事業税:16歳未満扶養親族住所、175. 住民税・事業税:配当所得特例、176. 住民税・事業税:非居住者特例、177. 住民税・事業税:配当割額控除額、178. 住民税・事業税:株式譲渡所得割額控除額、179. 住民税・事業税:寄附金税額控除(都道府県/市区町村)、180. 住民税・事業税:寄附金税額控除(日赤)、181. 住民税・事業税:寄附金税額控除(条例都道府県)、182. 住民税・事業税:寄附金税額控除(条例市区町村)、183. 住民税・事業税:徴収方法、184. 住民税・事業税:別居氏名、185. 住民税・事業税:別居住所、186. 住民税・事業税:専従者氏名、187. 住民税・事業税:専従者住所、188. 住民税・事業税:非課税所得番号、189. 住民税・事業税:非課税所得所得金額、190. 住民税・事業税:不動産所得、191. 住民税・事業税:特別控除額、192. 住民税・事業税:譲渡損失、193. 住民税・事業税:開始廃止コード、194. 住民税・事業税:開始廃止年月、195. 住民税・事業税:譲渡損失他フラグ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容＞ ①税務システムへ情報の登録の際に、申告書等の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ②申告書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認（ダブルチェック）を行う。 ③税務システムの操作者を記録しており、目的外の情報の入手が行われていないかについて操作ログを保存する。 ④申告書等の入手に当たっては、必要な情報のみを記載する様式としており、また記載要領を提示し、必要な情報以外は入手しないようにする。 ＜不正確な特定個人情報の入手を防止するための措置の内容＞ ①窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ※身分証明書とは、個人番号カード、運転免許証等の官公署から発行され又は発給された書類その他これに類する書類である。 ②個人番号カード等の提示を受け本人確認を行う。 ③特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行った者以外の者が必ず内容を確認する。 ④入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、朝霞市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ⑤情報に誤りがあった場合に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。 ＜特定個人情報を入手する際に漏えい・紛失することを防止するための措置の内容＞ ①操作者を定められた方法によって認証することで限られた者しかアクセスさせない。 ②申告書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができる書庫等に保管する。 ③税務システムと接続するネットワークは、外部接続できないような措置を講じたネットワークで構成する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<宛名システム等における措置の内容> ①個人番号利用業務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 ②個人番号利用業務以外の業務から賦課徴収情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行う。 <事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容> その他のシステムから不正にアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①定められた方法により認証を行う。ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ②システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	①秘密等の保持 ②再委託の禁止又は制限 ③目的外利用の禁止 ④複写又は複製の禁止 ⑤返還義務 ⑥事故報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	現地における作業状況の検査を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとする。 ②庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとする。 ③職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにする。 ④USBメモリ等の外部媒体を使用する度に責任者の許可を得た上で使用し、その記録を残す。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
①共通基盤を介した各種照会情報の入手については、操作ログを取得し追跡可能な形式で管理する。 ②共通基盤を介して各種照会情報を入手することで、権限管理機能により、あらかじめ許可された移転先と、必要と認めた範囲の情報に限定して利用できる仕組みとする。			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<システム機能面における措置> ①統合宛名システムの連携機能により、あらかじめ許可された職員と事務以外では情報を参照できないようにアクセス制御するとともに、番号法上認められた特定個人情報以外の項目を照会・参照できないように対応する。 ②ログ管理機能により、不適切な操作や連携を抑止する仕組みとする。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へアクセスする情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、機微な特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保する。 ②中間サーバーと朝霞市については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。 ③特定個人情報を管理するデータベースは地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を朝霞市のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	保存年限は地方税法に基づくこととし、期限を経過した情報は消去することとする。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法 ①個人情報保護管理責任者を設置し、職員に対し随時指導・啓発を行っている。 ②全庁的な個人情報保護に関する研修を積極的に受講することにより、職員の個人情報保護への意識啓発に努めている。 ③委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 ④違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 ⑤中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる従業者及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ⑥中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。		
10. その他のリスク対策		
個人情報の取扱いに関しては、朝霞市個人情報保護条例、朝霞市情報セキュリティポリシー等に準ずる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
確定申告書印刷ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容＞ ①申告書作成のための情報をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認（ダブルチェック）を行う。 ②税務システムの操作者を記録しており、目的外の情報の入手が行われていないかについて操作ログを保存する。 ③申告書作成のための情報の入手に当たっては、必要な情報のみを記載する様式としており、また記載要領を提示し、必要な情報以外は入手しないようにする。 ＜不正確な特定個人情報の入手を防止するための措置の内容＞ ①特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行った者以外の者が必ず内容を確認する。 ②情報に誤りがあった場合に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。 ＜特定個人情報を入手する際に漏えい・紛失することを防止するための措置の内容＞ ①操作者を定められた方法によって認証することで限られた者しかアクセスさせない。 ②申告書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができる書庫等に保管する。 ③税務システムと接続するネットワークは、外部接続できないような措置を講じたネットワークで構成する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	その他のシステムから不正にアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①定められた方法により認証を行う。ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ②システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ ① 十分に力を入れて行っている ② 十分に行っている ③ 十分に行っていない
具体的な方法	① 個人情報保護管理責任者を設置し、職員に対し随時指導・啓発を行っている。 ② 全庁的な個人情報保護に関する研修を積極的に受講することにより、職員の個人情報保護への意識啓発に努めている。また、確定申告受付期間の前に、個人情報の取扱いに関する内容を含む研修を実施する。 ③ 委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 ④ 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。
10. その他のリスク対策	
個人情報の取扱いに関しては、朝霞市個人情報保護条例、朝霞市情報セキュリティポリシー等に準ずる。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
②請求方法	市政情報コーナーにおいて、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	朝霞市 総務部 課税課 市民税係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-2852
②対応方法	問い合わせの受付時に、その対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月22日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担	課税課長 安岡誠治	課税課長 清水 豊	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要	なし	福祉部こども未来課	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要	なし	朝霞市個人番号の利用に関する条例	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要	なし	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年朝霞市条例第28号)による医	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要	なし	個人住民税関係情報	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要	なし	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要	なし	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要	なし	[O]庁内連携システム	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要	なし	当初賦課決定及び更正決定時	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担	課税課長 清水 豊	課税課長 堤田 俊雄	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	<概要> 地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。	<概要> 地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書等の課税資料を収集し、個人住民税の計算・賦課決定を行い、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

平成29年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	<事務処理の流れ> ①納税義務者からの申告及び給与・年金支払者等による報告、届出等を受け付け内容確認 ②他自治体からの調査回答、朝霞市より他自治体へ税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定並びにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑦未申告者に対して現地調査を実施 ⑧他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑨賦課情報に基づく所得・課税証明書発行	<事務処理の流れ> ①納税義務者からの申告及び給与・年金支払者等による報告、届出等を受け付け内容確認 ②賦課に必要な情報（生活保護関係情報等）を照会し取得 ③住民登録が無い場合、情報を住基ネット経由で取得 ④他自治体からの調査回答、朝霞市より他自治体へ税務調査実施 ⑤個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ⑥住民登録外の課税に伴う他自治体への通知 ⑦個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定並びにその通知 ⑧住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑨未申告者に対して現地調査を実施 ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	地方税法に基づく住民税の課税等を管理するシステムで、以下の機能を有する。 ①宛名管理 氏名・住所等の基本情報を管理する機能 ②住民税課税 賦課期日時点での住民税の課税額の算出 ③異動更正 徴収方法の異動及び税額更正 ④証明発行 市県民税課税証明書等を発行する機能	住民税の課税等を管理するシステムで、以下の機能を有する。 ①宛名管理 氏名・住所等の基本情報を管理する。 ②住民税課税 住民税・所得税の申告関係書類、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等の課税情報を入力する。申告受付支援機能により、市民の市県民税申告相談について円滑に対応する。課税情報から税額計算を実施して賦課決定する。特別徴収税額の決定通知書、普通徴収による納税者及び年金特徴者用の納税通知書を作成する。 ③異動更正 徴収方法の異動及び税額更正を行う。 ④証明発行 市県民税課税証明書等を発行する。	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の16の項 並びに地方税法等	番号法第9条第1項、第2項、第3項 別表第一第16項2. 番号法第19条第9号、第13号3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

平成29年4月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項)並びに地方税法等	・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・業務関係情報 []医療保険関係情報 []障害福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報	下記を追加・業務関係情報 [○]医療保険関係情報 [○]障害福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	①識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②連絡先等情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ③業務関係情報 ・国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 ・地方税関係情報:算出した住民税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報:個人住民税申告相談時の社会保険料控除を正確に把握するために保有 ・障害福祉関係情報:対象者の非課税の判定・障害者控除の確認をするために保有 ・介護・高齢福祉関係情報:対象者の非課税の判定・障害者控除の確認、控除額を確認するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 ・年金関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有	①識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②連絡先等情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ③業務関係情報 ・国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 ・地方税関係情報:算出した住民税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報:個人住民税申告相談時の社会保険料控除を正確に把握するために保有 ・障害福祉関係情報:対象者の非課税の判定・障害者控除の確認をするために保有 ・介護・高齢福祉関係情報:対象者の非課税の判定・障害者控除の確認、控除額を確認するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 ・年金関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(福祉課、障害福祉課、長寿はつらつ課、収納課、総合窓口課)	[○]評価実施機関内の他部署(福祉課、障害福祉課、長寿はつらつ課、収納課、総合窓口課、保険年金課)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	提供を行っている 56件	提供を行っている 58件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	移転を行っている 22件	移転を行っている 25件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		別紙1を修正	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		別紙2を修正	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	[]紙	下記を追加 [○]紙	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	公表日	平成28年5月20日	平成29年4月28日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月28日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(福祉課、障害福祉課、長寿はつらつ課、収納課、総合窓口課、保険年金課)	[○]評価実施機関内の他部署(生活支援課、障害福祉課、長寿はつらつ課、収納課、総合窓口課、保険年金課)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	移転を行っている 25件	移転を行っている 27件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		別紙2を修正	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	福祉部子ども未来課	子ども・健康部子ども未来課	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	なし	福祉部部長寿はつらつ課	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課税課長 堤田 俊雄	総務部次長兼課税課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	再委託有無について 再委託しない	再委託有無について 再委託する	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	提供を行っている 58件	提供を行っている 60件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	移転を行っている 27件	移転を行っている 28件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務部次長兼課税課長	課税課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	別添1	別添1を修正	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和3年9月1日	公表日	令和3年4月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	・番号法第19条第8号、第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年9月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和4年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、第9号 別表第二（別表第二における情報提供の根拠）第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項）（別表第二における情報照会の根拠）第一欄（情報照会者）が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（第27項、第28項）	【情報提供】 ・番号法第19条第8号、第9号 別表第二（別表第二における情報提供の根拠）第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4） 【情報照会】 ・別表第二における情報照会の根拠）第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（第27項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第20条）	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	提供を行っている 60件	提供を行っている 62件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	移転を行っている 28件	移転を行っている 33件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	V 評価実施手続 1基礎項目評価①実施日	令和4年3月29日	令和5年3月29日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	V 評価実施手続 1基礎項目評価①実施日	令和5年3月29日	令和6年3月29日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和7年4月1日	I 基本情報 4個人情報情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 部表第1の16の項 並びに地方税法等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第1の24の項 並びに地方税法等 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号、第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3, 第59条の4) 【情報照会】 ・別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供】 ・別紙1のとおり 【情報照会】 ・第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(第48の項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第50条)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【 】その他()	【○】その他 (eLTAXシステム、国税連携システム)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	・朝霞市の課税対象者(住登外課税者含む。)に対し適正な個人住民税の賦課を行う。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。	・朝霞市の課税対象者(住登外課税者含む。)に対し適正な個人住民税の賦課を行う。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。 ・証明書の発行	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	総務部課税課	総務部課税課 証明書発行のみ: 総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	【○】提供を行っている (62)件 【○】移転を行っている (33)件	【○】提供を行っている (71)件 【○】移転を行っている (41)件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	別表第2の第1欄に掲げる者	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める照会者	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	別表第2の第2欄に掲げる事務	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める事務(別紙1)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	別表第1の左欄に掲げる者	番号法別表の左欄に掲げる者(別紙2)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1	番号法別表(第9条)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	別表第1の右欄に掲げる事務	別表の右欄に掲げる事務	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転	こども・健康部こども未来課	番号法第9条第2項に基づく条例で定める移転先	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年朝霞市条例第28号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	朝霞市個人番号の利用に関する条例別表第2に定める事務	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	福祉部長寿はつらつ課	(削除)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	V 評価実施手続 1 基礎項目 評価①実施日	令和6年3月29日	令和7年3月28日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表における情報照会者

No.	情報照会者(提供先)	項番	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	11	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務
15	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	情報照会者(提供先)	項番	提供先における用途
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	市町村長	86	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	情報照会者(提供先)	項番	提供先における用途
32	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	厚生労働大臣	129	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	情報照会者(提供先)	項番	提供先における用途
47	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	市町村長	155	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	情報照会者(提供先)	項番	提供先における用途
61	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
62	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
65	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
66	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
69	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
70	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
71	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第2項に基づく移転先(別表)			
No.	移転先	項番	移転先における用途
1	障害福祉課	9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	保育課		
3	こども未来課	10	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	健康づくり課	14	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	障害福祉課	21	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	生活援護課	23	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	収納課	24	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	保険年金課		
9	開発建築課	27	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	教育管理課	40	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	保険年金課	44	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	収納課		
13	障害福祉課	51	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	開発建築課	52	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの

15	危機管理室	55	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	こども未来課	56	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	長寿はつらつ課	61	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	こども未来課	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	こども未来課	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	障害福祉課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	健康づくり課	70	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	こども未来課	81	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	職員課		
24	保険年金課	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	開発建築課	93	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	福祉相談課	95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	長寿はつらつ課	100	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	健康づくり課	105	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	健康づくり課	111	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

30	障害福祉課	117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	健康づくり課	126	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	保育課	127	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	こども未来課	135	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	プロジェクトチーム		